

第2編 材料編

第1章 一般事項

第1節 適用

1. 一般事項

工事に使用する材料は、**設計図書**に品質規格を特に明示した場合を除き、この仕様書に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。ただし、監督員が**承諾**した材料及び**設計図書**に明示されていない仮設材料については除くものとする。

2. 県産品等の優先使用

上記の条件を満たすものが岐阜県リサイクル認定製品または県産品で確保できる場合において、それを優先使用するものとする。

3. 木材の優先使用

工事に使用する木材は、岐阜証明材推進制度実施要領（平成19年1月24日県流第463号 林政部長通知）第12条により証明された木材を優先使用するものとする。

4. 海外で生産された資材

海外で生産された下記表に示す資材を使用する場合は、（財）土木研究センターまたは（財）建材試験センターが発行する品質審査証明書を、受注者の責任において整備、保管し、監督員または検査員の請求があった場合には速やかに**提示**しなければならない。

Ⅰ セメント

品 目	対応 J I S 規格（参考）
ポルトランドセメント	JIS R 5210
高炉セメント	JIS R 5211
シリカセメント	JIS R 5212
フライアッシュセメント	JIS R 5213

Ⅱ 鋼材

品 目	対応 J I S 規格（参考）
(1)構造用圧延鋼材	
一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101
溶接構造用圧延鋼材	JIS G 3106
鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G 3112
溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材	JIS G 3114
(2)軽量形鋼	
一般構造用軽量形鋼	JIS G 3350
(3)鋼管	
一般構造用炭素鋼鋼管	JIS G 3444
配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452
配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	JIS G 3457
一般構造用角形鋼管	JIS G 3466
(4)鉄線	
鉄線	JIS G 3532
(5)ワイヤロープ	
ワイヤロープ	JIS G 3525
(6)プレストレストコンクリート用鋼材	
P C 鋼線及び P C 鋼より線	JIS G 3536
P H 鋼線	JIS G 3109

ピアノ線材	JIS G 3502
硬鋼線材	JIS G 3506
(7)鉄鋼	
鉄線	JIS G 3532
溶接金網	JIS G 3551
ひし形金網	JIS G 3552
(8)鋼製ぐい及び鋼矢板	
鋼管ぐい	JIS G 5525
H型鋼ぐい	JIS G 5526
熱間圧延鋼矢板	JIS G 5528
鋼管矢板	JIS G 5530
(9)鋼製支保工	
一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101
六角ボルト	JIS G 1180
六角ナット	JIS G 1181
摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金セット	JIS G 1186

Ⅲ 瀝青材料

品 目	対応 J I S 規格 (参考)
舗装用石油アスファルト	日本道路規定規格
石油アスファルト乳剤	JIS K 2208

Ⅳ 割ぐり石及び骨材

品 目	対応 J I S 規格 (参考)
割ぐり石	JIS A 5006
道路用砕石	JIS A 5001
アスファルト舗装用骨材	JIS A 5001
フィラー (舗装用石炭粉)	JIS A 5008
コンクリート用砕石及び砕砂	JIS A 5005
コンクリート用スラグ骨材	JIS A 5011
道路用鉄鋼スラグ	JIS A 5015

第2節 工事材料の品質及び検査 (確認を含む)

1. 一般事項

受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに**提示**しなければならない。ただし、**設計図書**で**品質規格証明書等の提出**を定められているものについては、監督員へ**提出**しなければならない。

なお、J I S規格品のうちJ I Sマーク表示が認証されJ I Sマーク表示がされている材料・製品等（以下「J I Sマーク表示品」という）については、J I Sマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。

2. 中等の品質

契約書第13条第1項に規定する「中等の品質」とは、J I S規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものをいう。

3. 試験を行う工事材料

受注者は、**設計図書**において試験を行うこととしている工事材料について、J I Sまたは**設計図書**で定める方法により、試験を実施しその結果を監督員に**提出**しなければならない。

なお、J I Sマーク表示品については試験を省略できる。

4. 見本・品質証明資料

受注者は、**設計図書**において試験もしくは監督員の確認及び承諾を受けて使用することを指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を監督員に**提出**し、確認を受けなければならない。

なお、J I Sマーク表示品については、J I Sマーク表示状態の確認とし見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。

5. 材料の保管

受注者は、工事材料を使用するまでにその材料に変質が生じないよう、これを保管しなければならない。

なお、材質の変質により工事材料の使用が、不相当と監督員から**指示**された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再度**確認**を受けなければならない。

6. 海外の建設資材の品質証明

受注者は、海外で生産された建設資材のうち JIS マーク表示品以外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督員に提出しなければならない。

なお、下記に示す海外で生産された建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査証明書を材料の品質を証明する資料とすることができる。

「海外建設資材品質審査・証明」対象資材

区分／細別		品名	対応 JIS 規格 (参考)
Ⅰ セメント		ポルトランドセメント	JIS R 5210
		高炉セメント	JIS R 5211
		シリカセメント	JIS R 5212
		フライアッシュセメント	JIS R 5213
Ⅱ 鋼材	1 構造用圧延鋼材	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101
		溶接構造用圧延鋼材	JIS G 3106
		鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G 3112
		溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材	JIS G 3114
	2 計量形鋼	一般構造用軽量形鋼	JIS G 3350
	3 鋼管	一般構造用炭素鋼鋼管	JIS G 3444
		配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452
		配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	JIS G 3457
		一般構造用角形鋼管	JIS G 3466
	4 鉄線	鉄線	JIS G 3532
	5 ワイヤロープ	ワイヤロープ	JIS G 3525
	6 プレストレスト コンクリート 用鋼材	P C 鋼線及び P C 鋼より線	JIS G 3536
		P C 鋼棒	JIS G 3109
		ピアノ線材	JIS G 3502
		硬鋼線材	JIS G 3506
	7 鉄鋼	鉄線	JIS G 3532
		溶接金網	JIS G 3551
		ひし形金網	JIS G 3552
	8 鋼製ぐい 及び鋼矢板	鋼管ぐい	JIS A 5525
		H形鋼ぐい	JIS A 5526
		熱間圧延鋼矢板	JIS A 5528
		鋼管矢板	JIS A 5530
	9 鋼製支保工	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101
		六角ボルト	JIS B 1180
		六角ナット	JIS B 1181
		摩擦接合用高力六角ボルト、 六角ナット、平座金のセット	JIS B 1186
Ⅲ 瀝青材料		瀝青材料	日本道路 規定規格
		石油アスファルト乳剤	JIS K 2208
Ⅳ 割ぐり石及び骨材		割ぐり石	JIS A 5006
		道路用砕石	JIS A 5001
		アスファルト舗装用骨材	JIS A 5001
		フィラー（舗装用石炭石粉）	JIS A 5008
		コンクリート用砕石及び砕砂	JIS A 5005
		コンクリート用スラグ骨材	JIS A 5011
		道路用鉄鋼スラグ	JIS A 5015

7. 工場検査を行う工事材料

受注者は、重要構造物（構造用鋼材、P C プレテン桁等）に使用する材料のうち、監督員から事前に工場
で照合し、検査（確認を含む）をする必要があると指示された材料については、工場検査（確認を含む）を
受けなければならない。

8. 機械試験

受注者は、ポストテンションの、P C鋼線・P C鋼棒については、機械試験（引張試験）を各々1回（1片）行わなければならない。

なお、JIS マーク表示品については試験を省略できるものとする。

9. 試験結果

設計図書でP C鋼材の機械試験を行うこととされた場合、試験は JIS Z 2241（金属材料引張試験方法）に準じて行うものとし、その結果を監督員の請求があった場合には直ちに**提示**するとともに、完成時に**納品**するものとする。

10. 指定材料の品質確認

受注者は、表 1-1 の工事材料を使用する場合には、その外観及び品質規格証明書等を照合して**確認**した資料を事前に監督員に**提出**し、監督員の**確認**を受けなければならない。

表 1-1 指定材料の品質確認一覧

区分	確認材料名	摘要
鋼材	構造用圧延鋼材	
	プレストレストコンクリート用鋼材（ポストテンション）	
	鋼製ぐい及び鋼矢板	仮設材は除く
セメント及び混和材	セメント	J I S 製品以外
	混和材料	J I S 製品以外
セメントコンクリート製品	セメントコンクリート製品一般	J I S 製品以外
	コンクリート杭、コンクリート矢板	J I S 製品以外
塗装	塗料一般	
その他	レディーミクストコンクリート	J I S 製品以外
	アスファルト混合物	事前審査制度の認定混合物を除く
	場所打ぐい用レディーミクストコンクリート	J I S 製品以外
	薬液注入材	
	種子・肥料	
	薬剤	
	現場発生品	

注 1. コンクリート二次製品合格品目一覧及び土木工事コンクリート積ブロック指定工場一覧表に記載する製品は除く。

注 2. 高頻度材料として**提出**済みの材料は除く。

第 2 章 土木工事材料

第1節 土

2-1-1 一般事項

工事に使用する土は、**設計図書**における各工種の施工に適合するものとする。

第2節 石

2-2-1 石材

天然産の石材については、以下の規格に適合するものとする。

JIS A 5003 (石材)

2-2-2 割ぐり石

割ぐり石は、以下の規格に適合するものとする。

JIS A 5006 (割ぐり石)

2-2-3 雑割石

雑割石の形状は、おおむねくさび形とし、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。前面はおおむね四辺形であって二稜辺の平均の長さが控長の2/3程度のものとする。

また、雑割石の控長は35cm級とする。

2-2-4 雑石（粗石）

雑石は、天然石または破碎石ものとし、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。

2-2-5 玉石

1. 玉石

玉石は、天然に産し、丸みをもつ石で通常おおむね15cm～25cmのものとし、形状はおおむね卵体とし、表面が粗雑なもの、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。

2. 野面石

野面石は、人工を加えない天然に産出する、りょう線の明らかでない築石であって、控長が30cm以上で、面の形状、反面等に制限のないものをいう。ただし扁平なものは除くものとする。

2-2-6 ぐり石

ぐり石は、玉石または割ぐり石で20cm以下の小さいものとし、主に基礎・裏込ぐり石に用いるものであり、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。

2-2-7 その他の砂利、碎石、砂

1. 砂利、碎石

砂利、碎石の粒度、形状及び有機物含有量は、この仕様書における関係条項の規定に適合するものとする。

2. 砂

砂の粒度及びごみ・どろ・有機不純物等の含有量は、この仕様書における関係条項の規定に適合するものとする。

3. その他の砂利、碎石、砂

クラッシュラン及び再生クラッシュランの品質規格は、第3編1-6-2 アスファルト舗装の材料 第10項の規定によるほか、「岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理実施要綱」によるものとする。

第3節 骨 材

2-3-1 一 般 事 項

1. 適合規定

道路用砕石、コンクリート用骨材等は、以下の規格に適合するものとする。

JIS A 5001 (道路用砕石)

JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂)

JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材—第1部：高炉スラグ骨材)

JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材—第2部：フェロニッケルスラグ骨材)

JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材—第3部：銅スラグ骨材)

JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材—第4部：電気炉酸化スラグ骨材)

JIS A 5015 (道路用鉄鋼スラグ)

JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)

JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) 付属書A (レディーミクストコンクリート用骨材)

2. 骨材の貯蔵

受注者は、骨材を寸法別及び種類別に貯蔵しなければならない。

3. 有害物の混入防止

受注者は、骨材に有害物が混入しないように貯蔵しなければならない。

4. 粒度調整路盤材等の貯蔵

受注者は、粒度調整路盤材等を貯蔵する場合には、貯蔵場所を平坦にして清掃し、できるだけ骨材の分離を生じないようにし、貯蔵敷地面全面の排水を図るようにしなければならない。

5. 水硬性粒度調整鉄鋼スラグ等の貯蔵

受注者は、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、細骨材、または細粒分を多く含む骨材を貯蔵する場合に、防水シートなどで覆い、雨水がかからないようにしなければならない。

6. 石粉、石灰等の貯蔵

受注者は、石粉、石灰、セメント、回収ダスト、フライアッシュを貯蔵する場合に、防湿的な構造を有するサイロまたは倉庫等を使用しなければならない。

7. 海砂使用の場合の注意

受注者は、細骨材として海砂を使用する場合は、細骨材貯蔵設備の排水不良に起因して濃縮された塩分が滞留することのないように施工しなければならない。

8. 海砂の塩分の許容限度

受注者は、プレストレストコンクリート部材に細骨材として海砂を使用する場合には、シース内のグラウト及びプレテンション方式の部材の細骨材に含まれる塩分の許容限度は、原則として細骨材の絶乾質量に対しNaClに換算して0.03%以下としなければならない。

2-3-2 セメントコンクリート用骨材

1. 細骨材及び粗骨材の粒度は、表2-1、表2-2の規格に適合するものとする。

表2-1 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート、プレパックドコンクリートの細骨材の粒度の範囲

(1) 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート

ふるいの呼び寸法(mm)	ふるいを通るものの重量百分率(%)
10	100
5	90 ～ 100
2.5	80 ～ 100
1.2	50 ～ 90
0.6	25 ～ 65
0.3	10 ～ 35
0.15	2 ～ 10 [注1]

[注1] 砕砂あるいはスラグ細骨材を単独に用いる場合には、2～15%にしてよい。混合使用する場合で、0.15mm通過分の大半が砕砂あるいはスラグ細骨材である場合には15%としてよい。

[注2] 連続した2つのふるいの間の量は45%を超えないのが望ましい。

第2編 材料編

[注3] 空気量が3%以上で単位セメント量が250kg/m³以上のコンクリートの場合、良質の鉱物質微粉末を用いて細粒の不足分を補う場合等に0.3mmふるいおよび0.15mmふるいを通るものの質量百分率の最小値をそれぞれ5および0に減らしてよい。

(2) プレパックドコンクリート

ふるいの呼び寸法(mm)	ふるいを通るものの重量百分率(%)
2.5	100
1.2	90 ～ 100
0.6	60 ～ 80
0.3	20 ～ 50
0.15	5 ～ 30

表2-2 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート、プレパックドコンクリートの粗骨材の粒度の範囲

(1) 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート

ふるいの呼び寸法 (mm) 粗骨材の最大寸法 (mm)	ふるいを通るものの質量百分率 (%)								
	50	40	25	20	15	15	10	5	2.5
40	100	95～100	—	35～70	—	—	10～30	0～5	—
25	—	100	95～100	—	30～70	—	—	0～10	0～5
20	—	—	100	90～100	—	—	20～55	0～10	0～5
10	—	—	—	—	—	100	90～100	0～15	0～5

(2) プレパックドコンクリート

最小寸法	15mm 以上。
最大寸法	部材最小寸法の 1/4 以下かつ鉄筋コンクリートの場合は、鉄筋のあきの 1/2 以下。

2. セメントコンクリート用骨材

砂防工事に用いるコンクリートのうち、最大寸法 80mm の粗骨材の粒度は、表 2-3 の規格に適合するものとする。

なお、粗骨材は、大・小粒が適度に混合しているもので、その粒度は次表の範囲を標準とする。また、ふるい分け試験は、JIS A 1102 によるものとする。

表2-3 粗骨材粒度の標準

ふるいの呼び寸法 (mm) 粗骨材の大きさ (mm)	網ふるいを通る量の質量百分率										
	150	100	80	50	40	25	20	15	10	5	2.5
5～80	—	100	95～100	—	40～75	—	20～40	—	5～15	0～5	—

3. 細骨材及び粗骨材の粒度

硫酸ナトリウムによる骨材の安定性の試験で、損失重量が品質管理基準の規格値を超えた細骨材及び粗骨材は、これを用いた同程度のコンクリートが、予期される気象作用に対して満足な耐凍害性を示した実例がある場合には、これを用いてよいものとする。

また、これを用いた実例がない場合でも、これを用いてつくったコンクリートの凍結融解試験結果から満足なものであると認められた場合には、これを用いてよいものとする。

4. 使用規定の例外

気象作用をうけない構造物に用いる細骨材は、本条3項を適用しなくてもよいものとする。

5. 使用不可の細骨材及び粗骨材

化学的あるいは物理的に不安定な細骨材及び粗骨材は、これを用いてはならない。ただし、その使用実績、使用条件、化学的あるいは物理的安定性に関する試験結果等から、有害な影響をもたらさないものであると認められた場合には、これを用いてもよいものとする。

6. すりへり減量の限度

舗装コンクリートに用いる粗骨材は、すりへり試験を行った場合のすりへり減量の限度は、舗装コンクリートの場合は35%以下とする。

なお、積雪寒冷地域においては、すりへり減量が25%以下のものを使用するものとする。

2-3-3 アスファルト舗装用骨材

1. 碎石・再生碎石及び鉄鋼スラグの粒度

碎石・再生碎石及び鉄鋼スラグの粒度は、表2-4、表2-5、表2-6の規格に適合するものとする。

表2-4 碎石の粒度

ふるい目の開き 粒径範囲(mm) 呼び名			ふるいを通るものの質量百分率 (%)													
			106	75	63	53	37.5	31.5	26.5	19	13.2	4.75	2.3	1.18	425	75
			mm	mm	mm	mm	mm	mm	mm	mm	mm	mm	6mm	mm	μm	μm
単 粒 度 碎 石	S-80 (1号)	80～ 60	100	85～ 100	0～ 15											
	S-60 (2号)	60～ 40		100	85～ 100	—	0～ 15									
	S-40 (3号)	40～ 30				100	85～ 100	0～ 15								
	S-30 (4号)	30～ 20					100	85～ 100	—	0～ 15						
	S-20 (5号)	20～ 13							100	85～ 100	0～ 15					
	S-13 (6号)	13～ 5								100	85～ 100	0～ 15				
	S-5 (7号)	5～ 2.5									100	85～ 100	0～ 25	0～ 5		
粒 度 調 整 碎 石	M-40	40～ 0				100	95～ 100	—	—	60～ 90	—	30～ 65	20 ～ 50	—	10～ 30	2～ 10
	M-30	30～ 0					100	95～ 100	—	60～ 90	—	30～ 65	20 ～ 50	—	10～ 30	2～ 10
	M-20	20～ 0						100	95～ 100	—	55～ 85	30～ 65	20 ～ 50	—	10～ 30	2～ 10
ク ラ ッ シ ヤ ラン	C-40	40～ 0				100	95～ 100	—	—	50～ 80	—	15～ 40	5～ 25			
	C-30	30～ 0					100	95～ 100	—	55～ 85	—	15～ 45	5～ 30			
	C-20	20～ 0							100	95～ 100	60～ 90	20～ 50	10 ～ 35			

〔注1〕呼び名別粒度の規定に適合しない粒度の碎石であっても、他の碎石、砂、石粉等と合成したときの粒度が、所要の混合物の骨材粒度に適合すれば使用することができる。

〔注2〕花崗岩や頁岩などの碎石で、加熱によってすりへり減量が特に大きくなったり破壊したりするものは表層に用いてはならない。

表2-5 再生砕石の粒度

粒度範囲 (呼び名) ふるい目 の開き		40～0 (RC-40)	30～0 (RC-30)	25～0 (RC-25)
通過 質量 百分 率 (%)	53 mm	100		
	37.5 mm	95～100	100	
	31.5 mm	—	95～100	
	26.5 mm	—	—	100
	19 mm	50～80	55～85	95～100
	13.2 mm	—	—	60～90
	4.75 mm	15～40	15～45	20～50
	2.36 mm	5～25	5～30	10～35

[注] 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ解砕されたままの見かけの骨材粒度を使用する。

表2-6 再生粒度調整砕石の粒度

粒度範囲 (呼び名) ふるい目 の開き		40～0 (RM-40)	30～0 (RM-30)	25～0 (RM-25)
通過 質量 百分 率 (%)	53 mm	100		
	37.5 mm	95～100	100	
	31.5 mm	—	95～100	100
	26.5 mm	—	—	95～100
	19 mm	60～90	60～90	—
	13.2 mm	—	—	55～85
	4.75 mm	30～65	30～65	30～65
	2.36 mm	20～50	20～50	20～50
	425 μm	10～30	10～30	10～30
	75 μm	2～10	2～10	2～10

[注] 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ解砕されたままの見かけの骨材粒度を使用する。

2. 砕石の材質

砕石の材質は、表2-7の規格に適合するものとする。

表2-7 安定性試験の限度

用途	表層・基層	上層路盤
損失量 %	12 以下	20 以下

[注] 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧〔第2分冊〕」の「A004 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験方法」による。

3. 砕石の品質

砕石の品質は、表 2-8 の規格に適合するものとする。

表 2-8 砕石の品質

用途 項目	表層・基層	上層路盤
表乾比重	2.45 以上	—
吸水率 %	3.0 以下	—
すり減り減量 %	30 以下 注)	50 以下

〔注1〕表層、基層用砕石のすりへり減量試験は、粒径 13.2～4.75 mmのものについて実施する。

〔注2〕上層路盤用砕石については主として使用する粒径について行えばよい。

4. 鉄鋼スラグ

鉄鋼スラグは、硫黄分による黄濁水が流出せず、かつ細長いあるいは扁平なもの、ごみ、泥、有機物などを有害量含まないものとする。その種類と用途は表 2-9 によるものとする。また、単粒度製鋼スラグ、クラッシュラン製鋼スラグ及び水硬性粒度調整鉄鋼スラグの粒度規格、及び環境安全品質基準は JIS A 5015 (道路用鉄鋼スラグ) によるものとし、その他は砕石の粒度に準ずるものとする。

表 2-9 鉄鋼スラグの種類と主な用途

名 称	呼び名	用 途
単粒度製鋼スラグ	S S	加熱アスファルト混合物用
クラッシュラン製鋼スラグ	C S S	瀝青安定処理(加熱混合)用
粒度調整鉄鋼スラグ	M S	上層路盤材
水硬性粒度調整鉄鋼スラグ	H M S	上層路盤材
クラッシュラン鉄鋼スラグ	C S	下層路盤材

5. 鉄鋼スラグの規格(路盤材用)

路盤材に用いる鉄鋼スラグ及び製鋼スラグの規格は、表 2-10、2-11 の規格に適合するものとする。

表 2-10 鉄鋼スラグの規格

呼び名	修正 C B R %	一軸圧縮 強さ MPa	単位容積 質 量 kg/l	呈 色 判 定 試 験	水 浸 膨張比 %	エージング 期 間
M S	80 以上	—	1.5 以上	呈色なし	1.5 以下	6 ヶ月以上
H M S	80 以上	1.2 以上	1.5 以上	呈色なし	1.5 以下	6 ヶ月以上
C S	30 以上	—	—	呈色なし	1.5 以下	6 ヶ月以上

〔注1〕呈色判定は、高炉徐冷スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。

〔注2〕水浸膨張比は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。

〔注3〕エージングとは高炉徐冷スラグの黄濁水発生防止や製鋼スラグの膨張性安定化を目的とし、冷却固化した高炉徐冷スラグ及び製鋼スラグを破碎後、空気及び水と反応させる処理をいう。エージング方法には、空気及び水による通常エージングと温水または蒸気による促進エージングがある。

〔注4〕エージング期間は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグの通常エージングに適用する。ただし、電気炉スラグを3ヶ月以上通常エージングした後の水浸膨張比が0.6%以下となる場合及び製鋼スラグを促進エージングした場合は、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを十分確認してエージング期間を短縮することができる。

6. 鉄鋼スラグの規格（加熱アスファルト混合物用、瀝青安定処理用）

加熱アスファルト混合物、瀝青安定処理（加熱混合）に用いる鉄鋼スラグ（製鋼スラグ）は、表 2-11 の規格に適合するものとする。

表 2-11 製鋼スラグの規格

呼び名	表乾密度 (g/cm ³)	吸水率 (%)	すりへり 減 量 (%)	水浸 膨張比 (%)	エージング 期 間
C S S S S	— 2.45 以上	— 3.0 以下	50 以下 30 以下	2.0 以下 2.0 以下	3 ヶ月以上 3 ヶ月以上

〔注 1〕 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」を参照する。

〔注 2〕 エージングとは製鋼スラグの膨張性安定化を目的とし、製鋼スラグを破碎後、空気及び水と反応させる処理（通常エージング）をいう。

〔注 3〕 水浸膨張比の規定は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグにのみ適用する。

7. 砂

砂は、天然砂、人工砂、スクリーニングス（砕石ダスト）などを用い、粒度は混合物に適合するものとする。

8. スクリーニングス粒度の規格

スクリーニングス（砕石ダスト）の粒度は、表 2-12 の規格に適合するものとする。

表 2-12 スクリーニングスの粒度範囲

種 類	呼び名	通過質量百分率 %					
		ふるいの目の開き					
		4.75mm	2.36mm	600 μ m	300 μ m	150 μ m	75 μ m
スクリーニングス	F-2.5	100	85～100	25～55	15～40	7～28	0～20

2-3-4 アスファルト用再生骨材

再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は表2-13の規格に適合するものとする。

表2-13 アスファルトコンクリート再生骨材の品質

旧アスファルトの含有量	%	3.8以上
旧アスファルトの性状	針入度 1/10mm	20以上
	圧裂係数 MPa/mm	1.70以下
骨材の微粒分量	%	5以下

[注1]アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。

[注2]アスファルトコンクリート再生骨材は、通常20～13mm、13～5mm、5～0mmの3種類の粒度や20～13mm、13～0mmの2種類の粒度にふるい分けられるが、本表に示される規格は、13～0mmの粒度区分のものに適用する。

[注3]アスファルトコンクリート再生骨材の13mmいかが2種類にふるい分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により13～0mm相当分を求めてもよい。また、13～0mmあるいは13～5mm、5～0mm以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から13～0mmをふるい取ってこれを対象に試験を行う。

[注4]アスファルトコンクリート再生骨材中の旧アスファルト含有量及び75 μ mを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。

[注5]骨材の微粒分量試験はJIS A 1103（骨材の微粒分量試験方法）により求める。

[注6]アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。

[注7]旧アスファルトの性状は、針入度または、圧裂係数のどちらかが基準を満足すればよい。

2-3-5 フィラー

1. フィラー

フィラー、石灰岩やその他の岩石を粉砕した石粉、消石灰、セメント、回収ダスト及びフライアッシュなどを用いる。石灰岩を粉砕した石粉の水分量は1.0%以下のものを使用する。

2. 石灰岩の石粉等の粒度範囲

石灰岩を粉砕した石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲は表2-14の規格に適合するものとする。

表2-14 石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲

ふるい目 (μ m)	ふるいを通るものの質量百分率 (%)
600	100
150	90 ～ 100
75	70 ～ 100

3. 石灰岩以外の石粉の規定

フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして用いる場合は表2-15の規格に適合するものとする。

表2-15 フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして使用する場合の規定

項 目	規 定
塑性指数 (PI)	4以下

フロー試験 %	50 以下
吸水膨張 %	3 以下
剥離試験	1/4 以下

4. 消石灰の品質規格

消石灰をはく離防止のためにフィラーとして使用する場合は、JIS R 9001（工業用石灰）に規定されている生石灰（特号及び1号）、消石灰（特号及び1号）の規格に適合するものとする。

5. セメントの品質規格

セメントをはく離防止のためにフィラーとして使用する場合は、JIS R 5210（ポルトランドセメント）、および JIS R 5211（高炉セメント）の規格に適合するものとする。

2-3-6 安定材

1. 瀝青材料の品質

瀝青安定処理に使用する瀝青材料の品質は、表2-16に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表2-17に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。

表2-16 舗装用石油アスファルトの規格

種類 項目	40～60	60～80	80～100	100～120	120～150	150～200	200～300
針入度 (25℃) 1/10 mm	40 を超え 60 以下	60 を超え 80 以下	80 を超え 100 以下	100 を超え 120 以下	120 を超え 150 以下	150 を超え 200 以下	200 を超え 300 以下
軟化点℃	47.0～ 55.0	44.0～ 52.0	42.0～ 50.0	40.0～ 50.0	38.0～ 48.0	30.0～ 45.0	30.0～ 45.0
伸度 (15℃) cm	10 以上	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上
トルエン 可溶分 %	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上
引火点 ℃	260 以上	260 以上	260 以上	260 以上	240 以上	240 以上	210 以上
薄膜加熱質量 変化率 %	0.6 以下	0.6 以下	0.6 以下	0.6 以下	—	—	—
薄膜加熱針入度 残留率 %	58 以上	55 以上	50 以上	50 以上	—	—	—
蒸発後の質量 変化率 %	—	—	—	—	0.5 以下	1.0 以下	1.0 以下
蒸発後の 針入度比 %	110 以下	110 以下	110 以下	110 以下	—	—	—
密度 (15℃) g/cm ³	1.000 以上	1.000 以上	1.000 以上	1.000 以上	1.000 以上	1.000 以上	1.000 以上

(注) 各種類とも 120℃、150℃、180℃のそれぞれにおける動粘度を試験表に付記する。

表2-17 石油アスファルト乳剤の規格(JIS K2208-2000)

種類及び記号		カチオン乳剤							ノニ乳剤
項目		PK-1	PK-2	PK-3	PK-4	MK-1	MK-2	MK-3	MN-1
エングラー度 (25℃)		3～15		1～6		3～40			2～30
ふるい残留分(1.18mm) (%)		0.3 以下							0.3 以下
付着度		2/3 以上				—			—
粗粒度骨材混合性		—				均等であること	—		—
密粒度骨材混合性		—					均等であること	—	—
土まじりの骨材混合性 (%)		—						5 以下	—
セメント混合性 (%)		—							1.0 以下
粒子の電荷		陽 (+)							—
蒸発残留分 (%)		60 以上		50 以上		57 以上			57 以上
蒸発残留物	針入度 (25℃) (1/10mm)	100 を超え 200 以下	150 を超え 300 以下	100 を超え 300 以下	60 を超え 150 以下	60 を超え 200 以下		60 を超え 300 以下	60 を超え 300 以下
	トルエン可溶分 (%)	98 以上				97 以上			97 以上
貯蔵安定度 (24hr) (質量%)		1 以下							1 以下
凍結安定度 (－5℃)		—	粗粒子、塊のないこと	—					—
主な用途		温暖期浸透用および表面処理用	寒冷期浸透用および表面処理用	プライムコート用及びセメント安定処理層養生用	タックコート用	粗粒度骨材混合用	密粒度骨材混合用	土混り骨材混合用	セメント・乳剤安定処理用

JIS K 2208 (石油アスファルト乳剤)

[注] 種類記号の説明 P: 浸透用、M: 混合用乳剤、K: カチオン乳剤、N: ノニオン乳剤

エングラードが 15 以下の乳剤については JIS K 2208(石油アスファルト乳剤) 6.3 エングラード試験によって求め、15 を超える乳剤については JIS K 2208(石油アスファルト乳剤) 6.4 セイボルトフロール秒試験方法によって粘度を求め、エングラードに換算する。

2. セメント安定処理に使用するセメント

セメント安定処理に使用するセメントは、JIS に規定されている JIS R 5210 (ポルトランドセメント)、および JIS R 5211 (高炉セメント) の規格に適合するものとする。

3. 石灰安定処理に使用する石灰

石灰安定処理に使用する石灰は、JIS R 9001 (工業用石灰) に規定される生石灰 (特号および 1 号)、消石灰 (特号および 1 号)、またはそれらを主成分とする石灰系安定材に適合するものとする。

第4節 木 材

2-4-1 一 般 事 項

1. 一般事項

工事に使用する木材は、有害な腐れ、割れ等の欠陥のないものとする。

2. 寸法表示

設計図書に示す寸法の表示は、製材においては仕上がり寸法とし、素材については特に明示する場合を除き末口寸法とするものとする。

第5節 鋼 材

2-5-1 一 般 事 項

1. 一般事項

工事に使用する鋼材は、さび、くされ等変質のないものとする。

2. 鋼材取扱いの注意

受注者は、鋼材をじんあいや油類等で汚損しないようにするとともに、防蝕しなければならない。

2-5-2 構造用圧延鋼材

1. 規格

構造用圧延鋼材は、以下の規格に適合するものとする。

JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)

JIS G 3106 (溶接構造用圧延鋼材)

JIS G 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼)

JIS G 3114 (溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材)

JIS G 3140 (橋梁用高降伏点鋼板)

2. 土留に使用する規格

土留に使用する波型鋼板は、JIS G 3101-SS330 (黒皮品) の規格に適合したライナープレートとする。

2-5-3 軽 量 形 鋼

軽量形鋼は、以下の規格に適合するものとする。

JIS G 3350 (一般構造用軽量形鋼)

2-5-4 鋼 管

鋼管は、以下の規格に適合するものとする。

JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)

JIS G 3452 (配管用炭素鋼鋼管)

JIS G 3457 (配管用アーク溶接炭素鋼鋼管)

JIS G 3466 (一般構造用角形鋼管)

JIS G 5526 (ダクタイル鋳鉄管)

JIS G 5527 (ダクタイル鋳鉄異形管)

2-5-5 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品

鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品は、以下の規格に適合するものとする。

- JIS G 5501 (ねずみ鋳鉄品)
- JIS G 5101 (炭素鋼鋳鋼品)
- JIS G 3201 (炭素鋼鍛鋼品)
- JIS G 5102 (溶接構造用鋳鋼品)
- JIS G 5111 (構造用高張力炭素鋼及び低合金鋼鋳鋼品)
- JIS G 4051 (機械構造用炭素鋼鋼材)
- JIS G 5502 (球状黒鉛鋳鉄品)

2-5-6 ボルト用鋼材

ボルト用鋼材は、以下の規格に適合するものとする。

- JIS B 1180 (六角ボルト)
- JIS B 1181 (六角ナット)
- JIS B 1186 (摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット)
- JIS B 1256 (平座金)
- JIS B 1198 (頭付きスタッド)
- JIS M 2506 (ロックボルト及びその構成部品)
- 摩擦接合用トルシア形高力ボルト・六角ナット・平座金のセット (日本道路協会)
- 支圧接合用打込み式高力ボルト・六角ナット・平座金暫定規格 (日本道路協会) (1971)

2-5-7 溶接材料

溶接材料は、以下の規格に適合するものとする。

- JIS Z 3211 (軟鋼、高張力鋼及び低温用被覆アーク溶接棒)
- JIS Z 3214 (耐候性鋼用被覆アーク溶接棒)
- JIS Z 3312 (軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用のマグ溶接及びミグ溶接ソリッドワイヤ)
- JIS Z 3313 (軟鋼、高張力鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ)
- JIS Z 3315 (耐候性鋼用のマグ溶接及びミグ溶接用ソリッドワイヤ)
- JIS Z 3320 (耐候性鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ)
- JIS Z 3351 (炭素鋼及び低合金鋼用サブマージアーク溶接ソリッドワイヤ)
- JIS Z 3352 (サブマージアーク溶接用フラックス)

2-5-8 鉄 線

鉄線は、以下の規格に適合するものとする。

- JIS G 3532 (鉄線)

2-5-9 ワイヤロープ

ワイヤロープは、以下の規格に適合するものとする。

- JIS G 3525 (ワイヤロープ)

2-5-10 プレストレストコンクリート用鋼材

プレストレストコンクリート用鋼材は、以下の規格に適合するものとする。

- JIS G 3536 (PC 鋼線及び PC 鋼より線)
- JIS G 3109 (PC 鋼棒)
- JIS G 3137 (細径異形 PC 鋼棒)
- JIS G 3502 (ピアノ線材)
- JIS G 3506 (硬鋼線材)

2-5-11 鉄 網

1. 規格

鉄網は、以下の規格に適合するものとする。

- JIS G 3551 (溶接金網及び鉄筋格子)
- JIS G 3552 (ひし形金網)

2. ラス張規格

ラス張に使用する金網はヒシ形 (2 mm (14#) × 50 mm めっき仕様) で、その規格及び品質は JIS G 3552 (ヒシ形金網) の規格に準ずるものとする。

2-5-12 鋼製ぐい及び鋼矢板

鋼製ぐい及び鋼矢板は、以下の規格に適合するものとする。

- JIS A 5523 (溶接用熱間圧延鋼矢板)
- JIS A 5525 (鋼管ぐい)
- JIS A 5526 (H 形鋼ぐい)
- JIS A 5528 (熱間圧延鋼矢板)
- JIS A 5530 (鋼管矢板)

2-5-13 鋼製支保工

鋼製支保工は、以下の規格に適合するものとする。

- JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)
- JIS B 1180 (六角ボルト)
- JIS B 1181 (六角ナット)
- JIS B 1186 (摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット)

2-5-14 鉄線じゃかご

鉄線じゃかごの規格及び品質は以下の規格に準ずるものとする。

なお、亜鉛アルミニウム合金めっき鉄線を使用する場合は、アルミニウム含有率 10%、めっき付着量 300g/m² 以上のめっき鉄線を使用するものとする。

- JIS A 5513 (じゃかご)

2-5-15 コルゲートパイプ

コルゲートパイプは、以下の規格に適合するものとする。

- JIS G 3471 (コルゲートパイプ)

2-5-16 ガードレール (路側用、分離帯用)

ガードレール (路側用、分離帯用) は、以下の規格に適合するものとする。

- (1) ビーム (袖ビーム含む)

第2編 材料編

JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)

JIS G 3454 (圧力配管用炭素鋼鋼管)

(2) 支 柱

JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)

JIS G 3466 (一般構造用角形鋼管)

(3) ブラケット

JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)

(4) ボルトナット

JIS B 1180 (六角ボルト)

JIS B 1181 (六角ナット)

ブラケット取付け用ボルト(ねじの呼びM20)は4.6とし、ビーム継手用及び取付け用ボルト(ねじの呼びM16)は6.8とするものとする。

2-5-17 ガードケーブル(路側用、分離帯用)

ガードケーブル(路側用、分離帯用)は、以下の規格に適合するものとする。

(1) ケーブル

JIS G 3525 (ワイヤロープ)

ケーブルの径は18mm、構造は3×7G/0とする。

なお、ケーブル一本当りの破断強度は160kN以上の強さを持つものとする。

(2) 支 柱

JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)

(3) ブラケット

JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)

(4) 索端金具

ソケットはケーブルと調整ねじを取付けた状態において、ケーブルの一本当りの破断強度以上の強さを持つものとする。

(5) 調整ねじ

強度は、ケーブルの破断強度以上の強さを持つものとする。

(6) ボルトナット

JIS B 1180 (六角ボルト)

JIS B 1181 (六角ナット)

ブラケット取付け用ボルト(ねじの呼びM12)及びケーブル取付け用ボルト(ねじの呼びM10)はともに4.6とするものとする。

2-5-18 ガードパイプ(歩道用、路側用)

ガードパイプ(歩道用、路側用)は、以下の規格に適合するものとする。

(1) パイプ

JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)

(2) 支 柱

JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)

(3) ブラケット

JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)

(4) 継 手

JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)

JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)

(5) ボルトナット

JIS G 1180 (六角ボルト)

JIS G 1181 (六角ナット)

ブラケット取付け用ボルト (ねじの呼び M16) は 4.6 とし、継手用ボルト (ねじの呼び M16 [種別 Ap] M14 [種別 Bp 及び Cp]) は 6.8 とする。

2-5-19 ボックスビーム (分離帯用)

ボックスビーム (分離帯用) は、以下の規格に適合するものとする。

(1) ビーム

JIS G 3466 (一般構造用角形鋼管)

(2) 支柱

JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)

(3) パドル及び継手

JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)

(4) ボルトナット

JIS B 1180 (六角ボルト)

JIS B 1181 (六角ナット)

パドル取付け用ボルト (ねじの呼び M16) 及び継手用ボルト (ねじの呼び M20) はともに 6.8 とする。

2-5-20 鋼材規格

1. エキスパンション用異形スタッド (NSD400) の品質規格は表 2-18 のとおりとする。

表 2-18 異形スタッド (NSD400) の品質規格

機 械 的 性 質				化 学 成 分			
引張強さ N/mm ² (kg f/mm ²)	降伏点 N/mm ² (kg f/mm ²)	伸 び %	試験片	C	Mn	F	S
400~550 (41~56)	235 以上 (24 以上)	20 以上	JIS Z 2201 4 号標点距離 L = 4 D	0.2 以下	0.3~0.9	0.040 以下	0.040 以下

第6節 セメント及び混和材料

2-6-1 一 般 事 項

1. 工事用セメント

工事に使用するセメントは、普通ポルトランドセメント及び高炉セメントを使用するものとし、他のセメント及び混和材料を使用する場合は、**設計図書**によらなければならない。

2. セメントの貯蔵

受注者は、セメントを防湿的な構造を有するサイロまたは倉庫に、品種別に区分して貯蔵しなければならない。

3. サイロの構造

受注者は、セメントを貯蔵するサイロに、底にたまって出ない部分ができないような構造としなければならない。

第2編 材料編

4. 異常なセメント使用時の注意

受注者は、貯蔵中に塊状になったセメントを、用いてはならない。また、湿気をうけた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。

5. セメント貯蔵の温度、湿度

受注者は、セメントの貯蔵にあたって温度、湿度が過度に高くないようにしなければならない。

6. 混和材の貯蔵

受注者は、混和剤に、ごみ、その他の不純物が混入しないよう、液状の混和剤は分離したり変質したり凍結しないよう、また、粉末状の混和剤は吸湿したり固結したりしないように、これを貯蔵しなければならない。

7. 異常な混和剤使用時の注意

受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異状を認めた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。

8. 混和材の使用順序

受注者は、混和材を防湿的なサイロまたは、倉庫等に品種別に区分して貯蔵し、入荷の順にこれを用いなければならない。

9. 異常な混和材使用時の注意

受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用にあたって、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。

2-6-2 セメント

1. 適用規格

セメントは表 2-19 の規格に適合するものとする。

表 2-19 セメントの種類

JIS 番号	名 称	区 分	摘 要
R 5210	ポルトランドセメント	(1) 普通ポルトランド (2) 早強ポルトランド (3) 中庸熱ポルトランド (4) 超早強ポルトランド (5) 低熱ポルトランド (6) 耐硫酸塩ポルトランド	低アルカリ形を含む 〃 〃 〃 〃 〃
R 5211	高炉セメント	(1) A 種高炉 (2) B 種高炉 (3) C 種高炉	高炉スラグの分量 (質量%) 5 を超え 30 以下 30 を超え 60 以下 60 を超え 70 以下
R 5212	シリカセメント	(1) A 種シリカ (2) B 種シリカ (3) C 種シリカ	シリカ質混合材の分量 (質量%) 5 を超え 10 以下 10 を超え 20 以下 20 を超え 30 以下
R 5213	フライアッシュセメント	(1) A 種フライアッシュ (2) B 種フライアッシュ (3) C 種フライアッシュ	フライアッシュ分量 (質量%) 5 を超え 10 以下 10 を超え 20 以下 20 を超え 30 以下
R 5214	エコセメント		塩化物イオン量 (質量%)

	(1)普通エコセメント	0.1以下
	(2)速硬エコセメント	0.5以上1.5以下

2. 普通ポルトランドセメントの規定

コンクリート構造物に使用する普通ポルトランドセメントは、次項以降の規定に適合するものとする。

なお、小規模工種で、1工種当たりの総使用量が10m³未満の場合は、この項の適用を除外することができる。

3. 普通ポルトランドセメントの品質

普通ポルトランドセメントの品質は、本条4項に示した試験法により試験し、表2-20の規格に適合するものとする。

表2-20 普通ポルトランドセメントの品質

品 質		規 格
比表面積 cm^2/g		2,500 以上
凝 結 h	始発	1 以上
	終結	10 以下
安 定 性	パット法	良
	ルシヤチリエ法 mm	10 以下
圧縮強さ N/mm^2	3 d	12.5 以上
	7 d	22.5 以上
	28 d	42.5 以上
水和熱 J/g	7 d	350 以下
	28 d	400 以下
酸化マグネシウム %		5.0 以下
三酸化硫黄 %		3.5 以下
強熱減量 %		5.0 以下
全アルカリ (Na o eq) %		0.75 以下
塩化物イオン %		0.035 以下

[注] 普通ポルトランドセメント（低アルカリ形）については、全アルカリ (Na o eq) の値を 0.6%以下とする。

4. 原材料、検査等の規定

原材料、検査、包装及び表示は、JIS R 5210（ポルトランドセメント）の規定によるものとする。

2-6-3 混和材料

1. 適用規格

混和材として用いるフライアッシュは、JIS A 6201（コンクリート用フライアッシュ）の規格に適合するものとする。

2. コンクリート用膨張材

混和材として用いるコンクリート用膨張材は、JIS A 6202（コンクリート用膨張材）の規格に適合するものとする。

3. 高炉スラグ微粉末

混和材として用いる高炉スラグ微粉末は、JIS A 6206（コンクリート用高炉スラグ微粉末）の規格に適合するものとする。

4. 混和剤の適合規格

混和剤として用いる AE 剤、減水剤、AE 減水剤、高性能 AE 減水剤、高性能減水剤、流動化剤および硬化促進剤は、JIS A 6204（コンクリート用化学混和剤）の規格に適合するものとする。

5. 急結剤

急結剤は、「コンクリート標準示方書（基準編）JSCE-D 102-2013 吹付コンクリート（モルタル）用吸血剤品質規格（案）」（土木学会、平成 25 年 11 月）の規格に適合するものとする。

6. その他の混和材の使用

受注者は、本条 1～5 項以外の混和材料について、使用に先立って、監督員に**確認**を得なければならない。

2-6-4 コンクリート用水

1. 練混ぜ水

コンクリートに使用する練混水は、上水道または JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）附属書 C（レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水）の規格に適合するものとする。また、養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではない。

2. 海水の使用禁止

受注者は、鉄筋コンクリートには、海水を練混ぜ水として使用してはならない。ただし、用心鉄筋やセパレータを配置しない無筋コンクリートには海水を用いることでコンクリートの品質に悪影響がないことを**確認**したうえで、練混ぜ水として用いてもよいものとする。

第7節 セメントコンクリート製品

2-7-1 一般事項

1. 一般事項

セメントコンクリート製品は有害なひび割れ等損傷のないものでなければならない。

2. 塩化物含有量

セメントコンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオン（ Cl^- ）の総量で表すものとし、練りませ時の全塩化物イオンは 0.30 kg/m^3 以下とするものとする。

なお、受注者は、これを超えるものを使用する場合は、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。

3. アルカリ骨材反応抑制対策

受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通省大臣官房技術審議官通達 平成 14 年 7 月 31 日）及び「アルカリ骨材反応抑制対策についての運用について」（国土交通省大臣官房技術調査課長通達 平成 14 年 7 月 31 日）を遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を**確認**した資料を監督員に**提出**しなければならない。

4. アルカリ骨材反応抑制対策の対象

受注者は、コンクリート構造物及びコンクリート工場製品については、アルカリ骨材反応抑制対策を実施しなければならない。ただし、長期の耐久性を期待しない仮設構造物については除く。

5. アルカリ骨材反応抑制対策の確認

受注者は、構造物に使用するコンクリートは、アルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて**確認**をとらなければならない。なお、土木構造物については、（1）、（2）を優先する。

（1）コンクリート中のアルカリ総量の抑制

アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート 1m^3 に含まれるアルカリ総量 Na_2O 換算で 3.0 kg 以下にする。

（2）抑制効果のある混合セメント等の使用

JIS R 5211 高炉セメントに適合する高炉セメント〔B種またはC種〕あるいは JIS R 5213 フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント〔B種またはC種〕、もしくは混合材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の**確認**されたものを使用する。

(3) 安全と認められる骨材の使用

骨材のアルカリシリカ反応性試験（化学法またはモルタルバー法）注）の結果で無害と**確認**された骨材を使用する。

6. 海水または潮風の影響を受ける地域の措置

受注者は、海水または潮風の影響を受ける地域において、アルカリ骨材反応による損傷が構造物の安全性に重大な影響を及ぼすと考えられる場合（4.（3）の対策をとったものは除く）には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について監督員と**協議**するものとする。

注）試験方法は、JIS A 1145 骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）または JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）」、JIS A 1146 骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）または JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）」による。

2-7-2 セメントコンクリート製品

1. 一般事項

セメントコンクリート製品は、以下の規格に適合するものとする。

JIS A 5361（プレキャストコンクリート製品一種類、製品の呼び方及び表示の通則）

JIS A 5364（プレキャストコンクリート製品一材料及び製造方法の通則）

JIS A 5365（プレキャストコンクリート製品一検査方法通則）

JIS A 5371（プレキャスト無筋コンクリート製品）

JIS A 5372（プレキャスト鉄筋コンクリート製品）

JIS A 5373（プレキャストプレストレストコンクリート製品）

JIS A 5406（建築用コンクリートブロック）

JIS A 5506（下水道用マンホールふた）

2. 遠心力鉄筋コンクリート管

遠心力鉄筋コンクリート管は、JIS A 5372（プレキャスト鉄筋コンクリート製品）の外圧管1種及び2種とする。

受注者は、**設計図書**に明示された場合を除き、B型管（ソケット管）を使用しなければならない。

3. RC杭の杭先端部

RC杭の杭先端部は、普通型（閉塞型）とする。

4. コンクリートブロック

コンクリートブロックの規格は、**設計図書**に明示された場合を除き、JIS A 5371（プレキャスト無筋コンクリート製品）付属書4の表-1. 2によるものとする。

5. 側溝蓋

側溝蓋は工場製作とし、材料及び製造方法等は、JIS A 5372（プレキャスト鉄筋コンクリート製品）の基準に準ずるものとする。

6. 「プレキャストコンクリート製品の大型化・長尺化部会」で制定の製品

「プレキャストコンクリート製品の大型化・長尺化部会」で制定の製品については、JIS製品と同等とする。

第 8 節 瀝青材料

2-8-1 一般瀝青材料

1. 適用規格

舗装用石油アスファルトは、第 2 編 2-3-6 安定材の表 2-16 の規格に適合するものとする。

2. ポリマー改質アスファルト

ポリマー改質アスファルトの性状は、表 2-21 の規格に適合するものとする。なお、受注者は、プラントミックスタイプを使用する場合、使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表 2-21 示す値に適合していることを施工前に**確認**するものとする。

表2-21 ポリマー改質アスファルトの標準的性状

項目	種類		Ⅰ 型	Ⅱ 型	Ⅲ型		H 型	
	付加記号				Ⅲ型-W	Ⅲ型-WF		H 型-F
軟化点		℃	50.0 以上	56.0 以上	70.0 以上		80.0 以上	
伸度	(7℃)	cm	30 以上	—	—		—	—
	(15℃)	cm	—	30 以上	50 以上		50 以上	—
タフネス (25℃)		N・m	5.0 以上	8.0 以上	16 以上		20 以上	—
テナシティ (25℃)		N・m	2.5 以上	4.0 以上	—		—	—
粗骨材の剥離面積率		%	—	—	—	5 以下		—
フラス脆化点		℃	—	—	—	—	-12 以下	-12 以下
曲げ仕事量 (-20℃)		kPa	—	—	—	—	—	400 以上
曲げスティフネス (-20℃)		MPa	—	—	—	—	—	100 以下
針入度 (25℃)		1/10mm	40 以上					
薄膜加熱質量変化率		%	0.6 以下					
薄膜加熱後の針入度残留率		%	65 以下					
引火点		℃	260 以上					
密度 (15℃)		g/cm ³	試験表に付記					
最適混合温度		℃	試験表に付記					
最適締固め温度		℃	試験表に付記					

[注]付加記号の略字 W:耐水性 (Water resistance) F:可撓性 (Flexibility)

3. セミブローンアスファルト

セミブローンアスファルトは、表2-22の規格に適合するものとする。

表2-22 セミブローンアスファルト (AC-100) の規格

項	目	規 格 値
粘度	(60℃) Pa・S	1,000±200
粘度	(180℃) mm ² /S	200 以下
薄膜加熱質量変化率	%	0.6 以下
針入度	(25℃) 1/10 mm	40 以上
トルエン可溶分	%	99.0 以上
引火点	℃	260 以上
密度	(15℃) g/cm ³	1,000 以上
粘度比	(60℃、薄膜加熱後／加熱前)	5.0 以下

[注] 180℃での粘度のほか、140℃、160℃における動粘度を試験表に付記すること。

4. 硬質アスファルトに用いるアスファルト

硬質アスファルトに用いるアスファルトは表2-23の規格に適合するものとし、硬質アスファルトの性状は表2-24の規格に適合するものとする。

表2-23 硬質アスファルトに用いるアスファルトの標準的性状

項目 \ 種類	石油アスファルト 20～40	トリニダードレイク アスファルト
針入度 (25℃) 1/10mm	20 を超え 40 以下	1～4
軟化点 ℃	55.0～65.0	93～98
伸度 (25℃) cm	50 以上	—
蒸発質量変化率 %	0.3 以下	—
トルエン可溶分 %	99.0 以上	52.5～55.5
引火点 ℃	260 以上	240 以上
密度 (15℃) g/cm ³	1.00 以上	1.38～1.42

〔注〕石油アスファルト 20～40 の代わりに、石油アスファルト 40～60 などを使用する場合もある。

表2-24 硬質アスファルトの標準的性状

項 目	標準値
針入度 (25℃) 1/10mm	15～30
軟化点 ℃	58～68
伸度 (25℃) cm	10 以上
蒸発質量変化率 %	0.5 以下
トルエン可溶分 %	86～91
引火点 ℃	240 以上
密度 (15℃) g/cm ³	1.07～1.13

5. 石油アスファルト乳剤

石油アスファルト乳剤は表2-17、表2-25の規格に適合するものとする。

表2-25 ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状

蒸 発 残 留 物	針入度 (25℃) 1/10mm		60 を超え 150 以下
	軟化点 ℃		42.0 以上
	タフネス	(25℃)N・m	3.0 以上
		(15℃)N・m	—
	テナシティ	(25℃)N・m	1.5 以上
(15℃)N・m		—	
エングラード (25℃)			1～10
ふるい残留分 (1.18mm) %			0.3 以下
付着度			2/3 以上
粒子の電荷			陽 (+)
蒸発残留分 %			50 以上
蒸発残留物	針入度(25℃) 1/10 mm		60 を超え 150 以下
貯蔵安定度 (24hr) 質量 %			1 以下

(日本アスファルト乳剤協会規格)

6. グースアスファルトに用いるアスファルト

グースアスファルトに用いるアスファルトは表2-23に示す硬質アスファルトに用いるアスファルトの規格に適合するものとする。

7. グースアスファルトに使用するアスファルト

第2編 材料編

ゲースアスファルトは、表2-24の規格に適合するものとする。

2-8-2 その他の瀝青材料

その他の瀝青材料は、以下の規格に適合するものとする。

JIS A 6005 (アスファルトルーフィングフェルト)

JIS K 2439 (クレオソート油、加工タール、タールピッチ)

2-8-3 再生用添加剤

再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令 [\(平成28年11月改正 政令第343号\)](#) ~~(平成26年7月改正 政令第269号)~~ に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-26、表2-27、表2-28の規格に適合するものとする。

表2-26 再生用添加剤の品質（エマルジョン系）

路上表層再生用

項 目		単位	規格値	試 験 方 法
粘度 (25℃)		SFS	15～85	舗装調査・試験法便覧 A072
蒸発残留分		%	60 以上	舗装調査・試験法便覧 A079
蒸 発 残 留 物	引火点 (COC)	℃	200 以上	舗装調査・試験法便覧 A045
	粘 度 (60℃)	mm ² /S	50～300	舗装調査・試験法便覧 A051
	薄膜加熱後の粘度比 (60℃)		2 以下	舗装調査・試験法便覧 A046
	薄膜加熱質量変化率	%	6.0 以下	舗装調査・試験法便覧 A046

表2-27 再生用添加剤の品質（オイル系）

路上表層再生用

項 目		単位	規格値	試 験 方 法
引火点 (COC)		℃	200 以上	舗装調査・試験法便覧 A045
粘度 (60℃)		mm ² /S	50～300	舗装調査・試験法便覧 A051
薄膜加熱後の粘度比 (60℃)			2 以下	舗装調査・試験法便覧 A046
薄膜加熱質量変化率		%	6.0 以下	舗装調査・試験法便覧 A046

表2-28 再生用添加剤の標準的性状

項 目	標準的性状
動粘度 (60℃) (mm ² /s)	80～1,000
引火点 (℃)	250 以上
薄膜加熱後の粘度比 (60℃)	2 以下
薄膜加熱質量変化率 (%)	±3 以下
密度 (15℃) (g/cm ³)	報告
組成分析	報告

[注] 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため 0.95g/cm³ とすることが望ましい。

第9節 芝及びそだ

2-9-1 芝（姫高麗芝、高麗芝、野芝、人工植生芝）

1. 一般事項

芝は成育が良く緊密な根茎を育し、茎葉の萎縮、徒長、むれ、病虫害等のないものとする。

2. 芝の取り扱い

受注者は、芝を切取り後、すみやかに運搬するものとし、乾燥、むれ、傷み、土くずれ等のないものとする。

3. 芝

芝は**設計図書**に明示した場合を除き半土付野芝とする。

4. 筋芝工

筋芝工に使用する芝は半土付野芝とし、巾は14 cm程度とする。

2-9-2 そ だ

そだに用いる材料は、針葉樹を除く堅固でじん性に富むかん木とするものとする。

2-9-3 種 子

1. 種子帯

種子帯は带状基材に種子・肥料及び土壌改良材等を接着または封入したものとし、規格は下記のとおりとする。

巾……………7 cm

種子配合……………短冠性の牧草等

2. 種子袋

種子袋は長さ50 cm・巾10 cm・厚さ1 cmのものとし、種子及び肥料等は**設計図書**に示す場合を除き表2-29とする。

表2-29 種子袋わら伏工の種子及び肥料使用量 （1枚当り）

品 名		使用量(g)	摘 要
種 子 名	トールフェスク	0.6	
	ヨモギ	0.01	
	ヤマハギ	0.15	
	メドハギ	0.1	
	カワラナデシコ	0.04	
	セキチク	0.04	
	ヤグルマソウ	0.15	
	コスモス	0.09	
化学肥料		27	N, P, K等成分量 30%以上
土壌肥料改良材		0.5 (俵)	バーミキュライト等
保水剤			

なお、化成肥料の肥効期間は3ヶ月程度を目標とする。

第10節 目地材料

2-10-1 注入目地材

1. 一般事項

注入目地材は、コンクリート版の膨張、収縮に順応し、コンクリートとよく付着し、しかもひびわれが入らないものとする。

2. 注入目地材

注入目地材は、水に溶けず、また水密性のものとする。

3. 注入目地材の物理的性質

注入目地材は、高温時に流れ出ず、低温時にも衝撃に耐え、土砂等異物の侵入を防げ、かつ、耐久なものとする。

4. 加熱施工式注入目地材

注入目地材で加熱施工式のもの、加熱したときに分離しないものとする。

5. 目地材の規格

伸縮目地の目地材は瀝青系目地材（ $t=10\text{ mm}$ ）及び樹脂系目地材（ $t=10\text{ mm}$ ）とする。

2-10-2 目 地 板

1. 一般事項

目地板は、コンクリートの膨張収縮に順応し、かつ耐久性に優れたものとする。

~~2. 目地材~~

~~目地材は、厚さ1.8 cm以上の杉板またはこれと同等品以上の材料を用いるものとする。~~

~~2.3.~~ 護岸等流水の影響のある箇所に使用する目地板

護岸等流水の影響のある箇所に使用する目地板は、樹脂発泡体の厚10mmのもので表2-30によるものとする。

表2-30 目地板の規格値

復元率	90%以上	KDKS0607-1968による
圧縮荷重	0.15N/mm ² 以上	〃 50%圧縮時
硬 度	40度以上	SRIS0101-1968 スプリングかたさ試験 (加圧面接触時)
見かけ密度	0.06 g/cm ³ 以上	

~~3.4.~~ 河川構造物（樋管・樋門等）に使用する目地板

河川構造物（樋管・樋門等）に使用する目地板は、天然ゴム・スチレンゴム（一般合成ゴム）で、再生ゴム・ファクテスその他不純物を含まない成型板でなければならない。その規格は表2-31によるものとする。

表2-31 目地板の規格

復元率	90%以上	KDKS0607-1968による
引張強度	2.0N/mm ² 以上	(20℃±10℃) JIS K 6301 加硫ゴム試験法に準拠する。縦横とも満足すること。
見かけ密度	0.3 g/cm ³ 以上	
硬 度	50度以上	(20℃±10℃) JIS K 6301 JIS 硬度計 10sec 以内

第11節 塗 料

2-11-1 一般事項

1. 一般事項

受注者は、JIS 規格に適合する塗料を使用するものとし、また、希釈剤は塗料と同一製造者の製品を使用するものとする。

2. 塗料の調合

受注者は、塗料は工場調合したものをいなければならない。

3. さび止めに使用する塗料

さび止めに使用する塗料は、油性系さび止め塗料とするものとする。

4. 道路標識支柱のさび止め塗料等の規格

道路標識の支柱のさび止め塗料もしくは下塗り塗料は、以下の規格に適合するものとする。

JIS K 5621 (一般用さび止めペイント)

JIS K 5674 (鉛・クロムフリーさび止めペイント)

5. 塗料の保管

受注者は、塗料を直射日光を受けない場所に保管し、その取扱いは関係諸法令及び諸法規を遵守しなければならない。

6. 塗料の有効期限

塗料の有効期限は、ジンクリッチペイントの亜鉛粉末は、製造後 6 ヶ月以内、その他の塗料は製造後 12 ヶ月以内とするものとし、受注者は、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。

7. 鋼橋塗装の仕様及び使用量について

鋼橋塗装の仕様及び使用量等については、以下によるものとする。

1) 「鋼道路橋塗装・防食便覧」(平成 17 年 12 月 (社) 日本道路協会) による C-5 系を基本とする。

2) 一般環境に架設する場合、20 年以内に掛け替え等が予定されている橋梁などは、I 系塗装及び上記便覧の A-5 系塗装を適用してもよい。

なお、使用材料等については、監督員の**承諾**を受けるものとする。

3) I 系の塗り替えについては、監督員と**協議**するものとする。

第12節 道路標識及び区画線

2-12-1 道路標識

標識板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。

(1) 標 識 板

JIS G 3131 (熱間圧延軟鋼板及び鋼帯)

JIS G 3141 (冷間圧延鋼板及び鋼帯)

JIS K 6744 (ポリ塩化ビニル被覆金属板)

JIS H 4000 (アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条)

JIS K 6718-1 (プラスチック-メタクリル樹脂板-タイプ、寸法及び特性-第 1 部: キャスト板)

JIS K 6718-2 (プラスチック-メタクリル樹脂板-タイプ、寸法及び特性-第 2 部: 押出板)

ガラス繊維強化プラスチック板 (F. R. P)

(2) 支 柱

JIS G 3452 (配管用炭素鋼鋼管)

JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)

JIS G 3192 (熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差)

JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)

(3) 補強材及び取付金具

JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)

JIS G 3131 (熱間圧延軟鋼板及び鋼帯)

JIS G 3141 (冷間圧延鋼板及び鋼帯)

JIS H 4100 (アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材)

(4) 反射シート

標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表2-32、表2-33に示す規格以上のものとする。また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひびわれ、剥れが生じないものとする。なお、受注者は表2-32、表2-33に示した品質以外の反射シートを用いる場合に、受注者は監督員の**確認**を受けなければならない。

表2-32 封入レンズ型反射シートの反射性能

観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑
12′ (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0
	30°	30	22	6.0	1.7	3.5
20′ (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0
	30°	24	16	4.0	1.0	3.0
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3

[注]試験及び測定方法は、JIS Z 9117 (再帰性反射材) による。

表2-33 カプセルレンズ型反射シートの反射性能

観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑
12′ (0.2°)	5°	250	170	45	20	45
	30°	150	100	25	11	25
20′ (0.33°)	5°	180	122	25	14	21
	30°	100	67	14	8.0	12
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.3	0.6
	30°	2.5	1.8	0.4	0.1	0.3

[注]試験及び測定方法は、JIS Z 9117 (再帰性反射材) による。

2-12-2 区画線

1. 適用規格

区画線は、以下の規格に適合するものとする。

JIS K 5665 (路面標示用塗料)

2. 区画線の品質規格及び材料使用量

区画線の品質規格及び材料使用量は表2-34、表2-35のとおりとする。

表2-34 常温式ペイント及び加熱式ペイント（1km当り）

名 称	規 格	単位	数 量		備 考
			常温式	加熱式	
ペイント	JIS K 5665 1種	□	50	—	ロスを含んだ数量である。
〃	〃 2種	〃	—	70	
ビーズ	JIS R 3301-1号	kg	39	59	

注：数量は「15cm幅の使用量」

表2-35 溶融式ペイント（1km当り）

名 称	規 格	単位	数 量				備 考
			15cm	20cm	30cm	45cm	
ペイント	JIS K 5665 3種-1号	kg	475	633	942	1417	t = 1.5 mm
ビーズ	JIS R 3301-1号	〃	20	26	40	60	ロスを含まない
プライマ		〃	25	33	50	75	

3. 区画線設置の巾及び色彩

区画線設置の巾及び色彩は表2-36のとおりとする。

表2-36 区画線の巾及び色彩

種 別	巾 (cm)	色 彩	摘 要
車道中央線	15	黄・白	
車道外側線	15, 20	白	
車道境界線	15	黄・白	
記号及び文字、その他	15, 20, 30, 45	黄・白	

第13節 そ の 他

2-13-1 エポキシ系樹脂接着剤

1. 一般事項

エポキシ系樹脂接着剤は、接着、埋込み、打継ぎ、充填、ライニング注入等は**設計図書**によらなければならない。

2. ~~橋梁修繕工に使用するシール材・注入材~~

~~橋梁修繕工に使用するシール材・注入材の規格は、表2-37のとおりとする。~~

~~表2-37 シール材・注入材の規格~~

試験項目	試験方法	試験条件	単位	規格値	
				シール材	注入材
比 重	JIS K 7112	20℃ 7日間 (15×15×40)		1.7±0.2	1.2±0.2
粘 度	JIS K 6833	20℃ 〔 B型回転粘度計 500g 〕	mPa・S		5,000 以下
可 使 時 間	温度上昇法	20℃ (200g)	分	60 以上	30 以上
圧縮降伏強さ	JIS K 7208	20℃ 7日間	N/mm²	49 以上	49 以上

第2編 材料編

		(15×15×43)			
圧縮弾性率	JIS K 7208	μ	N/mm²	(1~8)×10³	(1~8)×10³
曲げ強さ	JIS K 7203	20℃7日間 (8×15×160)	N/mm²	34以上	39以上
引張強さ	JIS K 7113	20℃7日間 (5×20×175)	N/mm²	20以上	20以上
引張せん断強さ	JIS K 6850	μ	N/mm²	10以上	10以上
衝撃強さ	JIS K 7111	20℃7日間 (15×15×90)	KJ/m²	1.5以上	3.0以上
硬さ	JIS K 7215	20℃7日間 (3×12×12)	HDD	80以上	80以上

~~注) 注入材の強度については、冬期は採取した供試体を20℃7日間の養生したのち、試験をするものとする。~~

~~3. エポキシ系樹脂~~

~~エポキシ系樹脂は、表2-38に適合するものとする。~~

表2-38 エポキシ系樹脂の規格

試験項目	試験方法	試験条件	単位	規格値	
				モルタル用	コンクリート用
比 重	JIS K 7112	20℃ 7日間		1.2±0.05	1.2±0.05
粘 度	JIS K 6833	20℃	mPa・S	1,700±1,000	1,700±1,000
圧縮降伏強さ	JIS K 7208	20℃ 7日間	N/mm ²	34以上	29以上
曲げ強さ	JIS K 7203	20℃ 7日間	N/mm ²	15以上	15以上
引張強さ	JIS K 7113	20℃ 7日間	N/mm ²	15以上	13以上
圧縮弾性率	JIS K 7208	20℃ 7日間	N/mm ²	(0.5~2.0)×10 ³	(0.5~2.0)×10 ³
引張せん断強さ	JIS K 6850	20℃ 7日間	N/mm ²	10以上	10以上
衝撃強さ	JIS K 7111	20℃ 7日間	KJ/m ²	1.5以上	1.5以上
硬 さ	JIS K 7215	20℃ 7日間	HDD	75以上	75以上

4. エポキシ系樹脂モルタル及びエポキシ系樹脂コンクリート

エポキシ系樹脂モルタル及びエポキシ系樹脂コンクリートの質量配合比は、表2-39のとおりとする。

表2-39 質量配合比

	樹脂	砂	利	単位重量	摘 要
樹脂モルタル	1	4	=	2,100±100 kg/m ³	
〃	1	5	=	2,150±100 kg/m ³	
樹脂コンクリート	1	3	5	2,250±100 kg/m ³	

5. 砂

砂は表2-40の規格を満足する4号・7号を使用する。

(1) 種類：乾燥砂

(2) 粒度

表2-40 砂の規格

	4号砂			7号砂		
フルイの 呼び寸法(mm)	1.19 —以上	1.19 ~0.59	0.59 —以下	0.42 —以上	0.42~ -0.105	1.05 —以下
残留重量 百分率(%)	10 —以下	80 —以上	10 —以下	10 —以下	75 —以上	15 —以下

(3) 水分含有率：0.5%以下

受注者は、完全乾燥して防水梱包したものを現場に搬入しなければならない。

なお、一度開封した砂を使用してはならない。

6. 砂利

樹脂コンクリートに使用する砂利は、水洗いを行い乾燥（表乾状態）させたものとし、粒度分布は表2-41を満足するものとする。

表2-41 粒度分布

	25mm	20mm	15mm	10mm	5mm
通過重量百分率(%)	100	100~95	100~85	50~20	5~0

7. 繊維

(1) 繊維については、カーボン・ガラス・ロービングと同等品以上とする。

(2) 繊維の品質規格については、表2-42とする。

表2-42 繊維の品質規格

繊維名	試験規格等	巾 (mm)	重量 g/m	厚 (mm)	引張強度
カーボン ガラスロービング	TERC-140 JIS R 7601 及び JIS R 3412 ER1150-1/2	140	64	0.5	26N/mm ²

8. 充填材及びバックアップ材

充填材及びバックアップ材の物性は表2-43、表2-44のとおりとする。

表2-43 弾性シール材の品質の標準規格及び試験項目物性

項目	条件	標準値	試験方法	定期検査	通常検査
比重量	20℃	1.1±0.2	JIS K 6350 に準じる	○	○
硬度 (ASKER-C)	20℃	2～13	SRIS 0101-1968 に準じる	○	
破断時の伸び (%)	20℃	400以上	JIS A 5758 に準じる	○	○ (20℃のみ)
	20℃	500以上		○	
	水中浸漬	500以上		○	
	200時間ウェザー	500以上		○	
最大引張応力 (N/mm ²)	20℃	0.3以上	JIS A 5758 に準じる	○	○ (20℃のみ)
	20℃	0.08以上		○	
	水中浸漬	0.08以上		○	
	200時間ウェザー	0.08以上		○	
50%圧縮強さ (N/mm ²)	20℃	0.02～0.13	JIS K 6767 に準じる	○	○
復元性試験 (%)	50%圧縮	90以上	JIS A 6301 に準じる	○	
引張圧縮繰返試験	7000回	異常なし	JIS A 6758 に準じる	○	

注) 全項目について1年に1回定期検査を行うものとし、試験報告書にはその写しを添付しなければならない。

表2-44 バックアップ材の品質の標準規格

(高弾性ウレタンフォーム)

項目	単位	規格	試験方法
密度	kg/m ³	85.0±6.8	JIS K 6400
硬さ	N	441.3±53.9	JIS K 6400
引張強さ	Kpa	118以上	JIS K 6400
伸び	%	50以上	JIS K 6400
反発弾性	%	60以上	JIS K 6400
圧縮残留歪	%	3.0以下	JIS K 6400
繰り返し圧縮残留	%	1.5以下	JIS K 6400

(ポリエチレンフォーム)

項目	標準値		試験方法
	車道部(硬質バックアップ材)	地盤部(硬質バックアップ材)	
みかけ密度(g/cm ³)	0.025~0.040	0.025~0.036	JIS K 6767
引張強さ(N/mm ²)	0.34~0.57	0.10~0.26	
伸び(%)	300~400	175~400	
引裂強さ(N/cm)	14.70~25.48	7.35~17.15	

注) バックアップ材の材質は原則として高弾性ウレタンフォームまたはポリエチレンフォームとするが、これらを使用しない構造の場合はこの限りでない。

2-13-2 合成樹脂製品

1. 合成樹脂製品

合成樹脂製品は以下の規格に適合するものとする。

- JIS K 6741 (硬質ポリ塩化ビニル管)
- JIS K 6742 (水道用硬質ポリ塩化ビニル管)
- JIS K 6745 (プラスチック—硬質ポリ塩化ビニル板)
- JIS K 6761 (一般用ポリエチレン管)
- JIS K 6762 (水道用ポリエチレン二層管)
- JIS K 6773 (ポリ塩化ビニル止水板)
- JIS A 6008 (合成高分子系ルーフィングシート)

JIS C 8430 (硬質塩化ビニル電線管)

2. ゴム製止水板

ゴム製止水板の形状・寸法はJIS K 6773 ポリ塩化ビニル樹脂製止水板に準ずるものとし、良質な硬質ゴムで、主原料は天然ゴムまたはブタジエンゴムとスチレンゴムの重合体もしくは混合物でなければならない。製品には主原料を重量で70%以上含み、ファクテスまたは再生ゴムを含んではならないものとする。

規格は表2-45によるものとする。

表2-45 ゴム製止水板の規格

硬度	65±5度	JIS K 6253
引張り強さ	25N/mm ² 以上	JIS K 6251 (23℃±2℃) 縦横ともに満足すること。
破断時の伸び	500%以上	引張速度 500±25 mm/min

ひき さき強度	12N /mm ²	JIS K 6252 引張速度 500±25 mm/min
比 重	1.13 ±0.03	JIS K 6350

樋管本体の継手に設ける場合の止水板の規格は表2-46によるものとする。

表2-46 止水板の規格

硬 度	65±5 度	JIS K 6253
引張り強さ	15N/mm ² 以上	JIS K 6251
伸 び	350%以上	JIS K 6251

3. 砂防堰堤で使用する止水板

砂防堰堤で使用する止水板は、センターバルブ・コルゲート型で塩化ビニール製品中 30cm 厚さ 7mm 以上とする。

4. 鋼製伸縮継手で使用する止水ゴムパッキン

鋼製伸縮継手で使用する止水ゴムパッキン(クロロブレンゴム)の性状は表2-47によるものとする。

表2-47 止水ゴムパッキンの規格

硬 度	60±5 度	JIS K 6253
引張り強さ	12000KN /m ² 以上	JIS K 6251
伸 び	400%以 上	JIS K 6251
老 化 試 験		JIS K 6257 100℃×70h
引 張 り 強 さ 変 化 率	±20%以 上	
伸 び 変 化 率	±30%以 上	
圧 縮 永 久 ひ ず み 率	45%以 下	JIS K 6262 の 10- 100℃×70h